

# 公の施設使用料の見直し方針 (案)

(令和5年度改定)

令和5年5月

目黒区

## 目 次

1	使用料見直しの経緯等.....	1
(1)	見直しの経緯.....	1
(2)	維持管理経費の推移.....	1
2	使用料算定方式の基本的考え方.....	3
(1)	使用料の考え方.....	3
(2)	公共性の判断と負担の程度の判断.....	3
3	使用料算定方法.....	6
(1)	使用料算定の範囲.....	6
(2)	使用料の算定.....	6
(3)	利用時間帯及び曜日別の料金.....	7
4	施設別使用料の算定.....	8
5	使用料の改定基準.....	8
6	使用料算定に伴う制度整備.....	9
(1)	団体登録制度の整備.....	9
(2)	使用料減免制度.....	11
(3)	利用料金制.....	11
(4)	区外住民の利用の取り扱い.....	11
(5)	営利団体の利用の取り扱い.....	12
(6)	施設管理の効率化の促進とサービスの向上等.....	12
7	消費税との関係.....	13
8	地方公会計の活用.....	13
9	その他.....	13

## 1 使用料見直しの経緯等

### (1) 見直しの経緯

本区の公の施設の使用料（以下、使用料という。）の算定及び見直しの経緯のおよそは、次のとおりである。

昭和 50 年 事務改善委員会使用料部会が使用料の算定方式を答申した。この算定方式を基本に昭和 51 年、55 年、59 年に使用料一斉改定を行った。

平成8年 経営改善本部小委員会での検討を経て、経営改善本部において「受益者負担の見直しの方向について」及び「公の施設使用料の見直しの方向について(検討部会の検討にあたって)」が決定された。

平成9年 「公の施設使用料見直し方針」を決定し、平成10年に使用料の一斉改定を行った。

平成22年 「公の施設使用料見直し方針」を一部改定した。

平成24年 「公の施設使用料見直し方針」を一部改定し、平成25年に使用料の一斉改定を行った。

公の施設の使用料は、平成24年改定の「公の施設使用料の見直し方針」において、原則4年ごとに見直しを行うこととしている。

施設の利用状況や維持管理経費等には毎年変動があり、単年度のみでは適切な判断を行うことが困難であるため、使用料改定の方向性の判断には複数年度の推移を見ることが適切であるという考え方から、平成25年の改定以来、社会経済状況や維持管理経費の推移を踏まえながら改定判断を行い、使用料改定を見送ってきた。

今般、維持管理経費に変動が生じていることから、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、使用料の見直しが必要となっている状況である。

また、区では、目黒区民センター建て替えや学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化など、施設更新の動きが具体化している状況であり、施設サービスの充実が図られる見込みである一方、更新に係る経費は今後30年間で約2,000億円となることが見込まれており、今後の施設サービスに係る大きな転換点を迎えている。

こうした状況を踏まえながら、使用料の見直しの考え方を整理し、適切な改定を進めていく必要がある。

## (2) 維持管理経費の推移

使用料一斉改定対象施設の施設利用にかかる維持管理経費をみると、直近5年度間の実績では、平均で約27億円かかっており、平成22年度実績と比べて約3億円増加している（図1）。また、約27億円のうち、使用料として利用者に負担していただいているのは約16.5%の約4億円で、その余は一般財源を充当している状況にある（図2）。

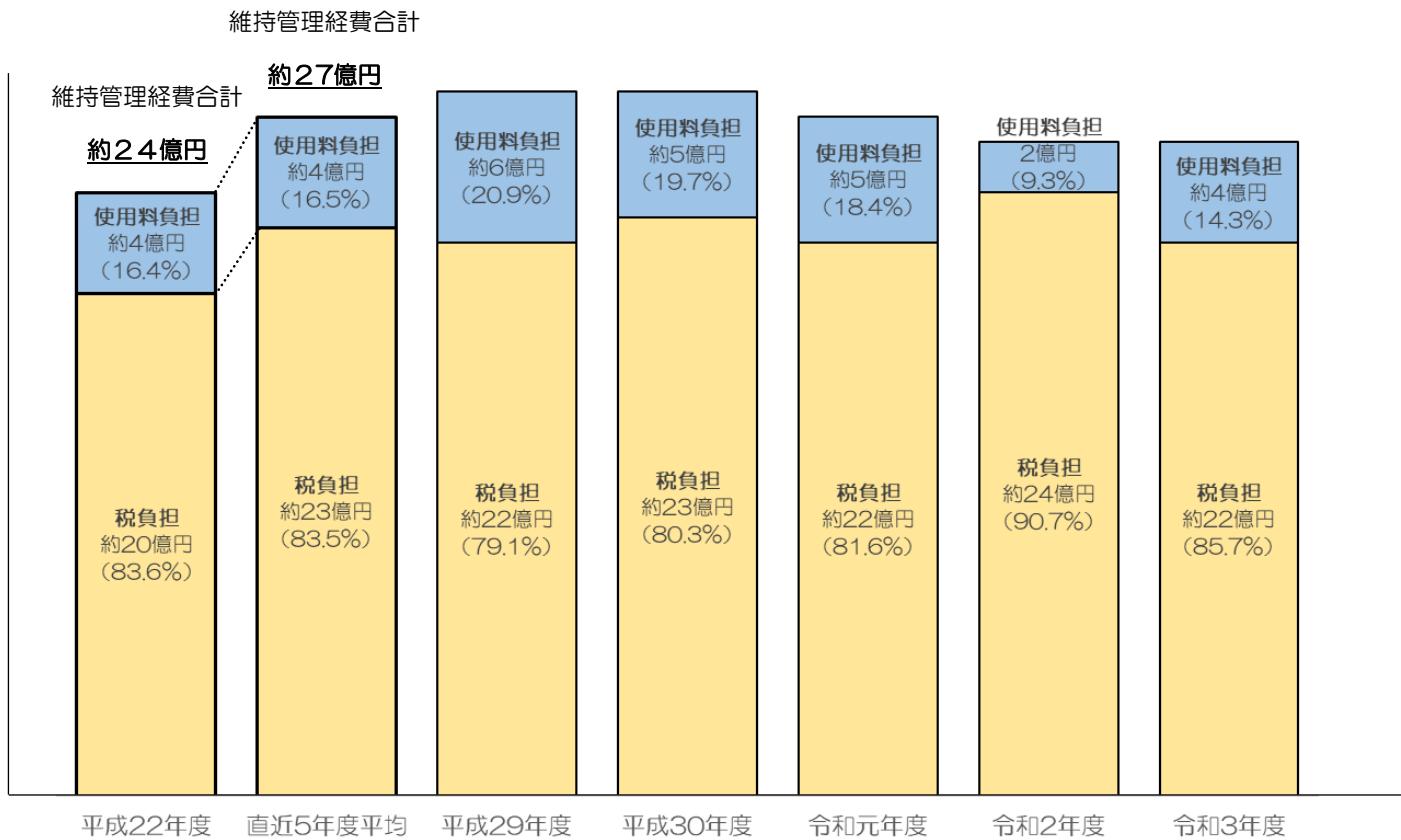
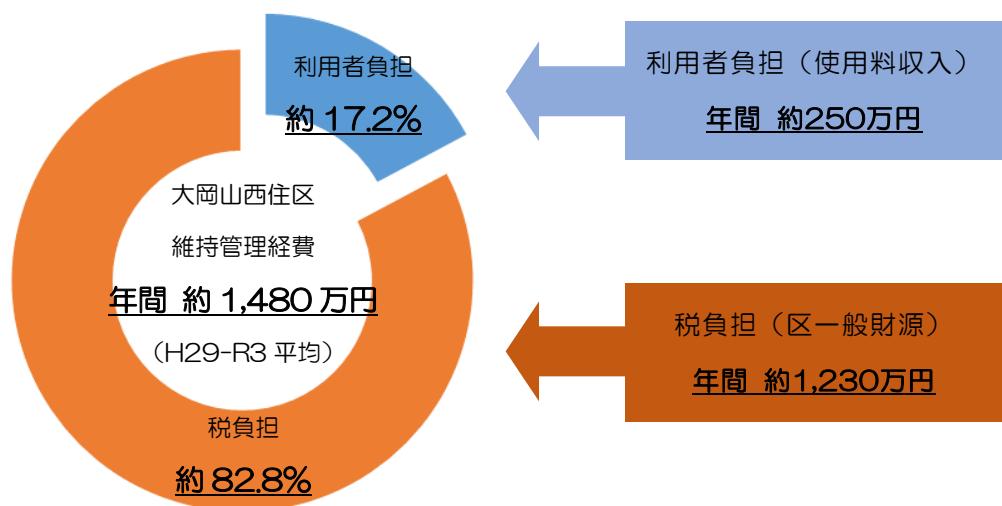


図 1 維持管理経費の推移



※利用者の負担状況が、使用料一斉改定対象施設平均に近い大岡山西住区会議室の例

図 2 利用者負担状況の具体例

(大岡山西住区会議室の場合)

## 2 使用料算定方式の基本的考え方

### (1) 使用料の考え方

使用料は、住民間の負担の公平を図るため、所要経費を、応益の程度（公共性の判断）により負担割合を決定し、利用者に負担を求めることが原則である。ただし、必要に応じて応能負担を考慮する。

これは、昭和50年の答申の考え方と同様である。また、平成8年の経営改善本部決定「受益者負担の見直しの方向について」では、受益者負担の基本的な考え方を次のように示している。

ア サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。

イ その負担は、原価を基本とするが、サービスの性格や公共性の程度、受益の程度に応じて負担割合を定める。ただし、必要に応じて応能負担を考慮する。

### (2) 公共性の判断と負担の程度の判断

公の施設とその施設に係るサービス（以下「公の施設サービス」という）は、道路、公園、学校（義務教育）など区民生活に不可欠で幅広く便益が及ぶサービスから、駐車場等のように、特定の利用者の利益に止まり、民間においても類似のサービスが存在するものまで多様である。

このような多様な性質や利用形態を有する公の施設サービスについて、一つの指標をもって公共性を判断したり、個々の施設ごとに精緻に数値化することは困難である。そこで、公の施設サービスの公共性と負担の割合を次の手順により判断する。

- ① 公の施設サービスを、その性質や目的、利用の形態によって分類する。
- ② その分類に応じて、対象とする経費と負担を求める原則的な割合を設定する。
- ③ 受益者負担の原則を踏まえながら、施策の重要度、施策の効果性、負担能力等社会的弱者に配慮しつつ、社会情勢やこれまでの経緯等を総合的に判断し、必要に応じて負担割合を調整する。

#### ア 公の施設サービスの分類

本区の公の施設サービスについて、①区民生活において基礎的・必需的なサービスか、それ以上のサービスか、②公益性（波及効果）の程度はどの程度かを基軸に、③施設利用についての排他性（その施設利用により他の人が利用できなくなること）の程度、④民間との競合の程度を加え、施設サービスの性質や目的、利用の形態によって分類する。

## 《分類の基準》

- ①基礎的・必需的なサービスか、  
それ以上・選択的なサービスか。
  - ②公益性（波及効果）の程度
  - ③施設利用についての排他性の程度
  - ④民間との競合の程度
- ※①と②を基軸に③④を加えて施設サービスを I ~ IV に分類する。

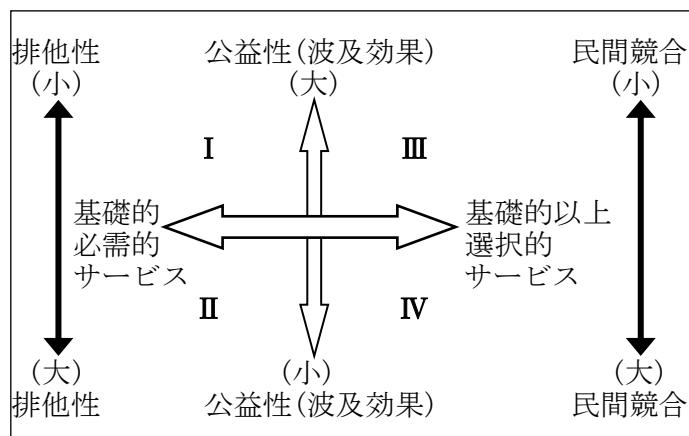


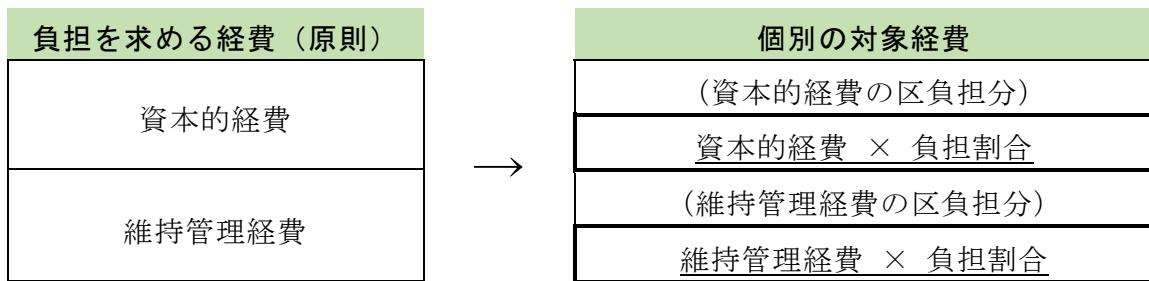
図 3 分類の基準と区分

## イ 経費の範囲と負担割合の原則

公の施設サービスの分類に応じて、利用者が負担する経費の範囲と原則的な負担割合を設定する。

### (ア) 負担を求める経費

持続可能な施設サービスを実現する観点から、原則として、施設の維持管理経費及び建物の減価償却費等の資本的経費とする。



※施設に応じて 100%・50%・25%・0%

図 4 使用料算定対象経費

### (イ) 利用者の原則的な負担割合

受益者負担の原則から、その割合は、100%を基本に50%、25%、0%とし、施設サービスの分類に従い、より選択的かつ個人的受益や民間との競合の度合いが強いものは高く、排他性の小さいもの、基礎的・必需的なもの、公益性の高いものは低く設定する。

施設ごとの負担割合は、原則として次の表1のとおりとする。

表1 公の施設の区分別対象経費と利用者負担割合

区分	施設の具体例	対象経費	利用者負担割合
I	道路、公園（特殊施設利用を除く）、学校、図書館		0 %
II	高齢者センター、児童館、〔幼稚園〕		25 %
III	会議室・集会室・研修室等（区民交流活動室（仮））、心身障害者センター、菅刈公園和館）、体育施設（トレーニング室及びプールの一般公開利用を除く）、美術館（区民ギャラリー）、文化ホール	維持管理経費 + 資本的経費	50 %
IV	区民斎場、ボート、ポニー園、駒場公園和館、体育施設（トレーニング室及びプールの一般公開利用に限る） 駐車場（自転車等駐車場、施設付帯駐車場）		100 %
【参考】 法令又は統一的基準等により使用料が別途算定されている施設の例 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、心身障害者センター（会議室等を除く）、福祉工房、すくすくのびのび園、母子生活支援施設、保育所、学童保育クラブ、区営住宅、区民住宅、認定こども園・幼稚園			

※区民交流活動室（仮）：令和4年10月に決定し公表した「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」で整理された、多様な区民活動の支援等を目的とした新たな位置づけの貸室

#### ウ 負担割合の調整

利用者の原則的な負担割合（表1）の中には、現行無料の取扱いのある施設等が含まれる。そこで、受益者負担の原則を踏まえながら、これまでの経緯や施設の整備状況、区民意識・活動領域の変化等を踏まえ、公平性の観点から、これらの施設の負担割合については、表2のとおりとする。

表2 無料の取扱いのある施設における負担割合の調整

区分	施 設	対 応
II	高齢者センター 児童館	利用対象者は特定の人々であるが、個人利用を中心とする自由来館型の利用であり、利用対象者間での排他性は低いので、引き続き無料とする。
IV	施設付帯の自動車 駐車場	自動車を利用する者と利用しない者との負担の公平性の確保、自動車利用の抑制、無断駐車等の不適切利用の是正などを図る見地から、駐車場規模、利用実態や既に有料とした駐車場の状況も考慮しながら、今後も有料化の検討を進める。また、駐車場運営に係る経費の推移を見ながら、施設更新等のタイミングを契機として、適宜、適正な使用料金額への改定検討を行う。

### 3 使用料算定方法

#### (1) 使用料算定の範囲

使用料は、①法令に基づくもの、②23区統一的に定めているもの、③区独自で定めているものに区分できる。いずれの場合でも、社会状況の変化に適切に対応し、特定個人の受益に応じた負担を求める受益者負担の原則は適用されるべきである。

しかし、それぞれ決定過程や根拠が異なるため、具体的な使用料算定方法については、同一に検討することはできない。

そこで、区独自で定めている使用料の算定は次のとおりとする。

#### (2) 使用料の算定

##### ア 使用料の算定方式

使用料の算定は原則として、施設別の $1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たり}$ の算定単価を求め、その算定単価に利用面積と利用時間を乗じて求める。

$$\text{使用料} = \text{算定単価} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

なお、一般公開の使用料は、次の算定式による。

$$\text{一般公開利用} \quad \text{算定単価} \times \text{利用面積} \times \text{一般公開 } 1\text{回当たり利用時間} \\ \text{一人 } 1\text{回当た} = \frac{\text{算定単価} \times \text{利用面積} \times \text{一般公開 } 1\text{回当たり利用時間}}{\text{一般公開 } 1\text{回当たり利用人数}}$$

ただし、1回あたりの利用人数規定がないなど、これによりがたい場合は貸切利用の使用料改定割合から一般公開使用料を算出する。

##### イ 使用料算定単価

###### (ア) 使用料算定単価の算定方式

$$\text{算定単価} = \frac{\text{使用料算定対象経費}}{\text{総延べ利用面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{負担割合}$$

使用料算定単価は、原則として同じ施設（区民交流活動室（仮）、体育施設等）ごとに求める。

また、プール、ポートのように面積を基礎とすることが適当でない場合は、1面1時間当たり又は1回の使用当たり等の単価とする。

なお、負担割合は、区民以外の利用については、原則100%で算定する。

###### (イ) 使用料算定対象経費

使用料算定対象経費は、利用者に負担を求める経費であり、使用料の種類に応じて2(2)イ(ア)のとおり資本的経費を含む施設の維持管理経費となる。

維持管理経費は、委託費、光熱水費等の物件費や経常的な維持補修費等、及

び施設維持管理に直接関わる職員の人事費であり、資本的経費は建物の減価償却費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費である。減価償却費は、取得価額を耐用年数で除した額とする。

なお、区有施設見直し計画においては、築後60年を超えて施設を使い続けるかどうかの判断として、構造面・機能面・コスト面を踏まえた長寿命化ルールを示しており、今後、建物は、日常的な修繕等の実施により安全性を確保しながら、耐用年数以上の長期にわたる活用が見込まれる。こうした状況や、耐用年数超過は即座に施設サービス低下に直結するものではないことを鑑み、耐用年数経過後も減価償却費は計上するものとする。

#### (ウ) 負担割合

利用者の負担割合は、2で検討を行った施設別の負担割合であり、100%、50%、25%、0%のいずれかである。

### (3) 利用時間帯及び曜日別の料金

利用時間帯別及び曜日別に料金に差を設けることについては、昭和59年の使用料改定時に、利用率にそれほど大きな差が見られず、施設も増えていく中で料金に差を設けて利用調整を図るほどの必要性がなくなってきたとして、段階的に料金の差を解消してきたところであるが、利用率に一定の差がある現状及び近隣類似施設においても料金の差を設けている状況を勘案して、次のとおり整理する。

#### ア 利用時間帯別の料金負担割合

利用枠拡大のため、午前、午後①、午後②、夜間の4区分とする。また、一般的に利用率は、施設全体でみると午前、夜間、午後の順に大きくなる傾向にあることから、負担割合を以下の割合とする。

午前：午後①：午後②：夜間	1：1. 25：1. 25：1. 25
---------------	---------------------

#### イ 曜日別の料金負担割合

近隣類似施設の状況を勘案して、ホールにおいて、曜日別の料金を設定することとし、土曜日・日曜日・休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）については、2割加算した料金とする。

平日：土日休	1：1. 2
--------	--------

対象施設：パーシモンホール（大ホール・小ホール）、G T プラザホール、中小企業センター区民交流活動室（仮）（ホール）

#### 4 施設別使用料の算定

施設別の使用料改定額は、次の考え方により調整した改定単価に基づき算定する。

##### ア 原則

具体的な改定額は、算定額を基本としつつ、ホール、斎場など、施設によっては近隣自治体や民間との均衡を考慮し決定する。

なお、算定使用料が現行より引下げとなる施設の使用料については、施設使用料全体の均衡、類似施設との均衡等を図る観点から、現行の使用料を据え置くこととし、今後の維持管理経費の推移、施設更新、使用料算定方法の見直し等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

##### イ 緩和措置

大幅な引き上げは、区民の負担や行政の安定性から好ましくないので、改定単価は、原則として現行単価の2倍（改定後2年間は1.5倍）を上限とする緩和措置を講じる。

##### ウ 端数処理等

(ア) 使用料額は、原則として100円単位とする。

(イ) 100円未満の端数は四捨五入とするが、同一施設の中では統一を図る。

#### 5 使用料の改定基準

使用料の長期間の据え置きが、維持管理経費との乖離を拡大させることは好ましくない。使用料に、社会情勢や維持管理経費の変動を定期的に反映させ、適正な額に改定していくことが重要である。

従って、定期的に改定していくことを原則としながら、物価及び維持管理経費の動向の他に、さまざまな社会経済状況をも考慮にいれて総合的に決定されるのが望ましい。

そこで、次の基準によることとする。

##### 《使用料改定基準》

- 1 使用料は、原則として4年ごとに改定する。
- 2 使用料は、原則として一斉に改定する。

また、改定は、物価の動向、他区等の状況などから総合的に判断する。

なお、駐車場については、近隣料金との比較に重きを置いた料金設定を行っており、一定周期にとらわれずに近隣料金を勘案して適時の改定を行うことで有効活用を図ることとする。

## 6 使用料算定に伴う制度整備

### (1) 団体登録制度の整備

各集会施設において、多様な住民活動が展開される中で、受益者負担の原則を踏まえつつも、設置目的に沿った活動・利用に対する支援策のひとつとして、低廉な負担のもとに場の提供を行うため、設置目的に沿った活動団体の利用について負担を軽減する。令和7年度には、一部の集会施設において、一律、多様な区民活動の支援、区民相互の交流促進等を目的とする「区民交流活動室（仮）」への位置付け見直しを行うことから、新たな登録団体（区民団体）に統一する。

#### ア 対象施設と登録団体

団体登録制度を適用する施設および対象となる登録団体は、表3のとおりとする。

ただし、施設の設置目的と登録団体の関係の明確化及び登録団体の利用の優先性を確保するために、心身障害者関係団体及び芸術文化活動団体は、区民交流活動室（仮）の登録団体（区民団体）に二重に登録することを可能とする。

表3 団体登録制度施設と登録団体

施 設	登 錄 团 体
区民交流活動室（仮）	a 登録団体（区民団体）
心身障害者センター	b 心身障害者関係団体
文化ホール	c 芸術文化活動団体

#### イ 登録要件と制度管理

##### (ア) 登録要件

次に該当するものとする。

- ① 施設の設置目的に沿った活動を行うこと
- ② 構成員が5人以上であること
- ③ 代表者が区内在住・在勤・在学であること
- ④ 構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学であること
- ⑤ 営利活動、宗教活動及び政治活動を専ら目的とする団体ではないこと

##### (イ) 登録受付及び制度管理

登録の受付は、各施設での受付のほか、それぞれの施設管理の実情や、区民の利便性を考慮しつつ、デジタル化を活用した方法を含めて対応する。

要綱等の制定・運用等の制度管理は施設所管部局ごとに行い、全体の調整は企画経営部が行う。

なお、より適切な団体登録制度の運用に努めることとし、制度趣旨と異なる利用があった場合には、一定の措置を講じることを検討する。

## ウ 登録団体の利用の取り扱い（表4）

### （ア）減額使用料の適用

登録団体は、全対象施設について、原則として他の利用者の1／2の使用料とする。

### （イ）登録団体の優先利用受付

施設の設置目的に沿った活動団体に活動の場を確保するため、登録団体には、原則として次の優先利用受付を行う。

- ① 施設の当該登録団体には、4か月前の抽選受付及び3か月前の優先受付を行う。
- ② ①以外の区民団体の利用の場合は、2か月前からの受付とする。
- ③ ①②以外の団体の利用の場合は、1か月前からの受付とする。

表4 登録団体の減額使用料及び利用受付期間

項目 施設名	事前受付け期間別利用者			減額使用料の適用 団体
	3か月前	2か月前	1か月前	
区民交流活動室 (仮)	a 登録団体 (区民団体) *	a以外の区民 団体、各団 体	左記以外 の団体	a 登録団体 (区 民団体)
心身障害者センタ ー	b 心身障害者 関係	各団体	左記以外 の団体	b 心身障害者 関係
文化ホール	c 芸術文化活動団体、各団体、これ以外の 団体で受付時期に差を設けない			

\* 4か月前の抽選受付を含む。

## エ 団体登録制度の今後の展望

施設の設置目的に沿った活動を支援する団体登録制度は、平成9年に導入され、今まで運用してきた。一方、近年の区民活動の多様化に適切に対応する観点から、令和7年度より貸室のあり方見直しを実施する予定である等、施設を取り巻く状況は変化している。

令和7年度からの新たな団体登録制度は、施設ごとの登録団体を一本化し、区民と区民以外の区別をより明確化する方向性であること、一律の位置付けとなる区民交流活動室（仮）では、これまで以上に多様な区民活動が展開されていくことから、活動内容を分類し、これをもって団体支援を行うという団体登録制度については、今後の利用実態や制度運用状況を踏まえたうえで、見直しが必要な状況となることが考えられる。こうした状況を踏まえながら、令和7年度の制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとする。

## (2) 使用料減免制度

使用料決定に際して、公共性を判断し負担割合を定めているので、さらに減額することは負担の公平が保てない面もあり、慎重に取り扱う必要がある。そのため、減免の扱いは、表5のとおりとする。

表5 減免制度

利 用 形 態	概 要
区の行政目的利用	使用料を免除する。なお、施設本来の利用を阻害しないよう利用する。
指定管理者の利用	設置者である区に代わって施設を管理する団体である指定管理者が施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業及び指定管理業務に伴う利用は、使用料を免除する。
公共的活動を目的とする団体の区民のための公益的な利用	公共的活動を目的とする団体が、区民のための公益的な活動を行う場合は25%を減額する。 ただし、登録団体使用料を設定する施設については、公共的活動団体を含めたより広い活動範囲の団体が、一般利用者の1/2の使用料で利用可能となるので、公共的活動団体の減額に関する規定は設けない。
子どもの利用	子どもを育む環境の充実を図る観点から、一部の体育施設等において、構成員全員が中学生以下の団体利用や一般公開（個人利用）等について、減額する。
高齢者及び障害者の利用	他の利用者との公平性を考慮しながらも、社会参加の促進の観点から、同時に多くの者が利用できる体育施設の一般公開（個人利用）について、減額する。

## (3) 利用料金制

公の施設の管理に関して施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制は、指定管理者の経営努力を発揮しやすくし、施設の有効かつ効果的な活用のための制度である。

本区においても、自転車等駐車場・美術館・体育施設等に導入している。今後も、指定管理者の意欲を引き出す仕組みとして、条例により料金の上限を定める等した上で利用料金制の導入を進めていく。

## (4) 区外住民の利用の取り扱い

区民の活動範囲が広範囲にわたる今、区民が他の自治体の施設を利用することがあることや公の施設の性格から、区民以外の利用についても、できるだけ区民と同様に扱うのが望ましい。しかしながら、地域活動に根差した利用を想定した施設や、利用率が高く抽選になるような施設などにあっては、区民の利用を優遇するなど異なる取り扱いが求められる。

そこで、団体利用を中心とする一部の集会施設の利用について、登録制を導入

し、使用料を通常の2分の1に減額するとともに、優先的な利用申し込みを可能とした。

また、施設利用における区民と区民以外の区別をより明確化する観点から、区民以外を中心とする団体については、区民負担割合100%での使用料設定を行うこととする。

このほか、体育施設についても区民団体に対して、使用料を区民団体以外の2分の1に減額するほか、抽選申し込みを行うなど、区民の利用を中心とする団体の優先的な取り扱いを確保し、区民以外の利用を一定程度、制限することとした。

また、体育施設の一般公開プログラムなど、施設で行われる事業で、利用希望の多いものについては、区民の優先受付など、区民の利用を優遇して取り扱う。

#### (5) 営利団体の利用の取り扱い

公の施設の利用について営利団体の利用等特定の団体や行為を一律に禁止すること等は、公の施設の性格から必ずしも適切ではなく、管理運営上の支障の観点からの制約によらざるを得ない。

しかしながら、施設によっては、営利団体の利用が集中し、本来の設置目的に沿った利用者の利用ができにくい場合があるとして、営利団体の利用に対する対応が求められる。

そこで、区民交流活動室（仮）や文化ホール等において、施設の設置目的に沿った活動を目的とする団体の団体登録制を導入するとともに、原則として、利用承認を受けた者（登録団体を含む）が入場料その他のこれに類する料金を1,000円（文化ホールは3,000円）以上徴収する場合の使用料は、本来の使用料の100分の150相当額とする。

#### (6) 施設管理の効率化の促進とサービスの向上等

ア 効果的・効率的な施設運営は、使用料改定にかかわらず常に求められるが、維持管理費等の増減は使用料に直接反映されるものであり、一層積極的に施設運営の効率化を図る必要がある。

更新経費及びランニングコストの縮減に向け、運営方法の工夫、公民連携の推進、包括的な維持管理業務委託等の手法の検討、省エネルギー対応型の機器の導入など、様々な視点をもって取り組む。

また、利用者が気持ち良く施設を利用できるように、窓口サービスの向上等に努めていくこととする。

イ 施設によっては利用率が低いものがあり、使用料の確保という財政的意味からだけでなく、施設の有効利用の面からも問題であり、望ましいことではない。

そこで、利用率の低い施設においては、原因分析と利用率向上のために適切な対応に努めていくとともに、区民の利用率を1つの指標として、施設総量を各地

域の利用実態に合わせた規模として、効果的・効率的なものとしていく。

## 7 消費税との関係

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税金であるが、公の施設使用料についてもその課税対象となり、使用料金額には消費税が含まれている。

地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法の規定により申告義務がないが、施設の維持管理経費には消費税が課税されていることから、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、原則4年ごとの使用料改定において適正に転嫁していく。

## 8 地方公会計の活用

区では、行政評価や公共施設マネジメント等への地方公会計の活用に向け、財務書類の作成、固定資産台帳の精緻化を行ってきたとともに、環境整備として、財務情報システムの更改時に日々仕訳方式への移行を行う予定としている。例えば、事業別・施設別のセグメント分析を活用することで、各施設に係る行政コスト（原価）を明らかにでき、ひいては施設使用料の適正化を見込むことができることから、今後、更なる整備促進を進めるとともに、効果的な活用方法について検討していく。

## 9 その他

今後の学校施設の計画的な更新を見据え、令和7年度の実施に向けて、学校開放など、学校施設の使用に係る見直し検討に引き続き取り組む。

また、この他の行政財産の使用に係る適切な受益者負担の導入についても、公の施設の使用料と均衡を図りながら順次検討を進める。

以 上